

○ 議会における「政策討論会」の運営について

1. 議会基本条例について

- ・議会基本条例第14条で政策討論会を行うことを規定
(政策討論会)

第14条 議会は、共通認識を醸成するため、積極的に議員相互間の自由な討議に努めるものとする。

- 2 政策討論会は、議長が必要に応じて招集し、全議員をもって構成する。
- 3 政策討論会の設置、運営については、各会派の代表者による会議で決定する。

2. 政策討論会にかかる確認事項について

(政策討論会代表者会議)

- ①政策討論会代表者会議は、各会派の幹事長で構成する。この会でルールを徹底している。
(全体会議と分科会)
- ②分科会は3分科会(各8名)とし、分科会は月1回程度開催する。全体会議は年1回開催し、分科会座長は提案言・提言書を作成し、全体会議(全議員出席)で報告して討論する。
(分科会の招集)
- ③分科会は、政策討論会代表者会議の座長(座長は抽選により決定)が召集する。
(分科会の開催と時間制限)
- ④分科会の会議時間は、1回当たり2時間以内とする。1日で3分科会を開催できる。3分科会を開催する場合は、原則午前10時から同時開催する。
(政策討論テーマの提出・決定手続き)
- ⑤(1)分科会のテーマは、分科会において決定し、分科会の座長が代表者会議の座長あてに(提案の理由・資料を付して)提出する。
(2)各分科会はテーマを複数用意しておき、分科会間でテーマが重複する場合は、正副座長同士で協議を行い、重複しないように調整する。
(3)分科会のテーマは、政策討論会代表者会議において報告する。
(分科会の進行)
- ⑥(1)分科会の正副座長は、分科会において抽選で決定する。また、正副議長は全体会議の正副座長であるため、分科会の正副座長を免除する。
(2)分科会の進行は、分科会座長が行う。座長が欠席のときは、副座長が行う。
(3)分科会での討論は、正副座長も発言できることとする。
(分科会座長に代表者会議への出席要請)
- ⑦必要に応じて分科会座長に代表者会議への出席を要請し、説明・意見を求めることができる。
(理事者等の招へい)
- ⑧必要に応じて、理事者、有識者などを招へいし、説明・意見などを求めることができる。
(議案に係るテーマの取り扱い)

⑨理事者が既に取り組んでおり、近々に議案として提案される課題については政策討論テーマとしない。

(会議の公開)

⑩政策討論会は、全体会議、分科会ともに公開とする。

(要点記録及びレポートの作成)

⑪全体会議及び分科会の会議録は作成しないが、録音は可とする。

全体会議においては、副議長が全体会議終了後、速やかに要点記録を作成する。また、分科会においては、各議員が分科会終了後、速やかに発言内容をまとめレポートをデータで副座長あてに提出し、副座長はそれを事務局とともに取りまとめ、要点記録を作成する。なお、要点記録やレポートの作成を補助するため、全体会議や分科会においてパソコンの使用を認めるものとする。

(提案書・提言書の取り扱い)

⑫(1)分科会において理事者への提案書・提言書を統一様式で作成し、代表者会議において協議のうえ、担当部課を明記して、理事者に提案・提言する。但し、提案書・提言書に対する回答は求めない

(2)分科会において作成した提案書・提言書については、あらかじめ全議員に配付し、全体会議開催までに内容の確認を行うものとする。その上で、修正等の意見がある場合は、事前に書面により各分科会座長宛てで提出するものとする。

3. 政策討論会で過去に取り組んだテーマについて (直近2年間)

《令和3年度》3分科会設置〔会派間(人員割当表)で協議・調整〕

第一分科会:市民センターの役割について

第二分科会:登録・指定文化財及び文化的・歴史的文化財の保護について

第三分科会:本市の自然保全エリアのあり方について

《令和4年度》3分科会設置〔会派間(人員割当表)で協議・調整〕

第一分科会:子ども食堂への自治体の支援について

第二分科会:シティセールスについて

第三分科会:サテライトオフィスの誘致について

4. 政策討論会分科会の進め方について

(1)明確な目的の共通認識 (なぜ、これをしようとすることにしたのか。)

初めにテーマの最終の目標値を共有し、達成のための施策を議論する。

(2)市の現状把握

(3)課題抽出

(4)他市の先進事例調査

(5)市としてのあるべき姿 (課題解決)

(6)まとめ (取りまとめの議論)

※毎回、会議の結論を明確にする。

・何のために開いたか分からない会議にしない。

・座長は会議の最後に結論をまとめ、委員と必ず確認し合う。